

# 有害鳥獣被害防止総合対策事業のご活用を!

農業者の皆さんの有害鳥獣被害防止対策への負担軽減と  
有害鳥獣の捕獲人材を確保育成するための補助制度です

## 地域活動支援事業

### 【対象者・対象経費】

- 行政区が行う地域ぐるみの有害鳥獣被害防止活動に要する経費  
※ 花火については、事前講習会の受講により対象とします
- 個人が行う有害鳥獣被害防止活動に要する経費

### 【補助金額】

- 消耗品、備品購入 ⇒ 経費の全額
- 雑草木類・竹刈払い、緩衝帯設置等 ⇒ 3千円/a  
※10m×10m

- 果樹伐採 ⇒

胸高幹周ごとの補助金額	
30cm未満	3,300円/本
30cm以上60cm未満	13,300円/本
60cm以上90cm未満	31,000円/本
90cm以上	59,000円/本

※人件費、送料、手数料、燃料費、機械リース費、委託費を含み、  
処分及び運搬費用を除く

### 【補助上限額】

- 1万円以上10万円以内（2回/年度）

※鳥獣が近寄らない環境整備の推進を図るための地域環境診断  
に基づいた整備計画により地域の皆さんが実施する際の補助上  
限額は20万円（2回/年度）

※他補助制度との併用は除く

